

新潟県柏崎市低炭素型創エネ・省エネ機器導入補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内の温室効果ガス排出の抑制と地球環境への負荷低減に寄与することを目的として、個人又は事業者が創エネ・省エネ機器（以下「補助対象設備」という。）を設置する経費に対して、予算の範囲内で柏崎市低炭素型創エネ・省エネ機器導入補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(交付手続)

第2条 補助金の交付については、新潟県柏崎市補助金等交付規則（昭和50年規則第29号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人 本市に住所を有する者又は本市に住所を有する目的で補助対象設備を設置し、住宅を求めようとする者をいう。
- (2) 事業者 本市の区域内で事業を営む者又は本市の区域内で事業を営むために建物の新築、建替え、購入若しくは賃借をする者をいう。
- (3) 住宅 専用住宅、集合住宅及び住宅部分の床面積が2分の1以上ある店舗等併用住宅をいう。
- (4) 事業所 専ら事業の用に供する店舗、事業所、事業場、工場その他これらに類する建築物をいう。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付を受けることができる者は、個人又は事業者で次の要件を全て満たすものとする。

- (1) 補助対象設備を自らの住宅又は事業所に設置し、及び使用する者
- (2) 未使用の補助対象設備を設置する者

(3) 自らの所有に属さない建物において補助対象設備を設置する場合であって、当該建物の所有者から書面による承諾を得ている者

(4) 補助金を交付申請した年度内に補助対象設備の設置を完了できる者

(5) 市税を滞納していない者

2 過去15年間に本人若しくはこれと生計を一つにする者又は事業者がこの補助金、新潟県柏崎市住宅用太陽光発電システム設置事業補助金交付要綱（平成11年4月告示第67号）、新潟県柏崎市再生可能エネルギー利用設備設置事業補助金交付要綱（平成20年3月告示第52号）、新潟県柏崎市低炭素型家庭用創エネ・省エネ機器導入補助金交付要綱（平成25年3月告示第37号）又は新潟県柏崎市事業者向け木質ペレット燃焼機器導入補助金交付要綱（平成27年3月告示第50号）に基づく補助金の交付を受けたときは、補助金の交付対象としない。ただし、これらの補助金の交付を受けた補助対象設備が別表に掲げる他の区分の補助対象設備である場合は、この限りでない。

（補助対象設備等）

第5条 補助対象設備及び補助対象要件並びに申請可能な補助対象者は、別表のとおりとする。

（補助金の交付額）

第6条 補助金の交付額は、別表に掲げる額（1,000円未満の端数がある場合は、これを切り捨てた額）とする。

2 一つの補助対象設備に係る補助金の交付は、1回限りとする。

3 別表に定める区分の二つ以上に該当する補助対象設備の設置を同一年度において実施する場合の補助金の交付額は、当該区分ごとに算定して得た額を合算した額とし、50万円を上限とする。

（交付申請）

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、個人にあつては低炭素型創エネ・省エネ機器導入事業補助金交付申請書（個人用）（別記第1号様式）を、事業者にあつては低炭素型創エネ・省エネ機器導入事業補助金

交付申請書（事業者用）（別記第1号様式の2）を市長に提出しなければならない。

（交付決定）

第8条 市長は、前条の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金の額を決定し、その旨を低炭素型創エネ・省エネ機器導入事業補助金交付（不交付）決定通知書（別記第2号様式）により、当該申請書を提出した者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による決定をするに当たり、必要な条件を付することができる。

（事前着手の禁止）

第9条 補助金の交付を受けようとする者は、前条第1項に規定する通知書が交付される日より前に、補助対象設備の設置（以下「補助対象事業」という。）に着手してはならない。

（事業内容の変更）

第10条 第8条第1項の規定により補助金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）が、補助対象事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をしようとするときは、低炭素型創エネ・省エネ機器導入補助金変更交付申請書（別記第3号様式）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助対象事業の変更が適当と認めるときは、これを承認し、その旨を低炭素型創エネ・省エネ機器導入補助金変更交付決定通知書（別記第4号様式）により、交付決定者に通知するものとする。

（補助対象事業の廃止）

第11条 交付決定者が、補助対象事業を廃止しようとするときは、その旨を書面により市長に提出し、その承認を受けなければならない。

（実績報告）

第 1 2 条 交付決定者は、補助対象事業が完了したときは、個人にあっては低炭素型創エネ・省エネ機器導入補助金実績報告書（個人用）（別記第 5 号様式）を、事業者にあつては低炭素型創エネ・省エネ機器導入補助金実績報告書（事業者用）（別記第 5 号様式の 2）を市長に提出しなければならない。

2 前項に規定する実績報告書の提出期限は、補助対象事業完了後 3 0 日以内又は当該年度の 3 月 3 1 日のいずれか早い日とする。

（確定通知）

第 1 3 条 市長は、前条の実績報告書の提出があつたときは、その内容を審査し、交付すべき補助金の額を確定し、低炭素型創エネ・省エネ機器導入補助金交付額確定通知書（別記第 6 号様式）により、当該実績報告書を提出した者に通知するものとする。

（交付決定の取消し）

第 1 4 条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 虚偽の申請その他不正な手段により、補助金の交付決定を受けたとき。

(2) 第 8 条第 2 項の規定により付した条件に違反したとき。

(3) 前 2 号に掲げるほか、この要綱の規定に違反したとき。

（補助金の返還）

第 1 5 条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、交付決定者に、期間を定めてその返還を命ずることができる。

（財産処分の制限等）

第 1 6 条 交付決定者は、補助対象事業により取得した設備等を処分制限期間（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 4 0 年大蔵省令第 1 5 号）で定める期間をいう。）について、点検及び必要な整備をする

など善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、又は担保に供してはならない。

(協力)

第17条 市長は、必要に応じ、交付決定者に対して、エネルギー使用量の報告、資料の提供その他の協力を求めることができる。

(委任)

第18条 この要綱の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成30年4月1日から実施する。

(失効)

2 この要綱は、平成35年3月31日限り、その効力を失う。ただし、補助金の支払については、平成35年5月31日までの間は、なおその効力を有する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から実施する。

別表（第5条・第6条関係）

補助対象設備 の区分	設備等の要件	申請可能な補助対象者	補助金の交付額
燃料電池設備	次の全ての要件を満たすもの (1) 定格運転時において0.5キロワット以上の発電出力があること。 (2) 定格運転時における低位発熱量基準の総合効率が80パーセント以上であること。	個人	補助対象設備本体、附属機器等の購入に係る経費（消費税及び地方消費税に相当する額を除く。）に3分の1を乗じて得た

	(3) 貯湯容量50リットル以上のタンクを有し、燃料電池ユニット部の排熱を蓄えられること。		額又は設備1台につき200,000円のいずれか少ない額
地中熱利用式空調・給湯・融雪設備	次の全ての要件を満たすもの (1) 地中熱交換井に熱交換器等を挿入し(クローズドループ方式)不凍液等を循環させヒートポンプ等で熱交換を行い、冷暖房、給湯、融雪及び凍結防止に利用する設備 (2) 地下水の採取がないもの	個人又は事業者	地中熱交換井の掘削延長に1メートル当たり4,000円を乗じて得た額又は400,000円のいずれか少ない額
太陽光発電設備、エネルギー管理システム(EEMS)及び定置用蓄電池	次の全ての要件を満たすもの (1) 太陽光電池モジュールの最大合計出力が10キロワット未満であること。 (2) 全ての太陽光電池モジュールの変換効率が15%以上であること。 (3) 全ての太陽光電池モジュールの測定出力値が公称最大出力の95パーセントを上回ること。 (4) 一般社団法人環境共創イニシアチブ(以下「SII」という。)が執行するネット・ゼロ・エネルギー・ハウス(ZEH)支援事業におい	個人	太陽光発電設備の容量(太陽光電池モジュールの変換効率が15.0パーセント以上のもの)に1キロワット当たり20,000円を乗じて得た額と蓄電池の容量に1キロワットアワー当たり40,000円を乗じて得た額を合わせた額又は300,

	<p>てS I I が指定するエネルギー計測装置の要件を満たすものであること。</p> <p>(5) S I I が執行するネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（Z E H）支援事業においてS I I が指定する蓄電池を導入し、太陽光発電設備が発電した電力の蓄電が可能なものであり、かつ、エネルギー管理システム（E M S）と連携した電力の需給調整が可能なものであること。</p>		<p>0 0 0 円のいずれか少ない額</p>
<p>エネルギー管理システム（E M S）及び定置用蓄電池</p>	<p>次の全ての要件を満たすもの</p> <p>(1) S I I が執行するネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（Z E H）支援事業においてS I I が指定するエネルギー計測装置の要件を満たすものであること。</p> <p>(2) S I I が執行するネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（Z E H）支援事業においてS I I が指定する蓄電池を導入し、エネルギー管理システム（E M S）と連携した電力の需給調整が可能なものであること。</p>	<p>個人</p>	<p>蓄電池の容量に1キロワットアワー当たり40,000円を乗じて得た額又は200,000円のいずれか少ない額</p>

<p>木質バイオマ スストーブ</p>	<p>次の要件を満たすもの 木質ペレット（おが粉状にした 木材に圧力を加え高温加熱し、 円筒状に固めたもの）を燃料と して使用する設計及び仕様で ある暖房機又は燃料として用 意された木及び粉碎した木く ずを固めたものを燃料として 使用する暖房機であって、二次 燃焼構造を有するものである こと。</p>	<p>個人又は 事業者</p>	<p>補助対象設備本 体、附属機器等 の購入に係る経 費（消費税及び 地方消費税に相 当する額を除 く。）に3分の 1を乗じて得た 額又は設備1台 につき100, 000円のいず れか少ない額</p>
-------------------------	---	---------------------	--

（注） 上記補助対象設備等については、中古品及びリースによるものは、補助対象外とする。